

宮崎県公報
別冊

平成21年度第3回

監査報告書

平成22年4月

宮崎県監査委員

44100-1147
平成22年4月8日

宮崎県知事 殿
宮崎県議会 議長 殿
宮崎県教育委員会 殿
宮崎県人事委員会 殿
宮崎県公安委員会 殿
宮崎県労働委員会 殿

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄
宮崎県監査委員 石 井 浩 二
宮崎県監査委員 黒 木 覚 市
宮崎県監査委員 中 野 一 則

監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき平成22年1月から平成22年3月までの間に実施した監査の結果、同条第2項の規定に基づき平成21年10月から平成21年12月までの間に実施した監査の結果及び同条第5項の規定に基づき平成21年12月から平成22年1月までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知してください。

目 次

第 1 県の機関を対象とした定期監査 -----	1
1 監査の概要	1
2 監査の結果	1
3 指摘事項等の内容	2
別表 監査実施機関（県の機関の定期監査）	9
第 2 県の機関を対象とした随時監査 -----	16
1 監査の概要	16
2 監査の結果	16
3 指摘事項等の内容	17
別表 監査実施機関（県の機関の随時監査）	18
第 3 行政監査 -----	19
1 監査のテーマ	19
2 監査の目的	19
3 監査の着眼点	20
4 監査実施機関	20
5 監査の実施時期、実施方法及び対象年度	20
6 監査の結果	21
7 意見	27
別表 監査実施機関（行政監査）	28

第1 県の機関を対象とした定期監査

1 監査の概要

県の149機関について、平成22年1月12日から平成22年3月15日までの間に、平成21年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行を対象として、定期監査を実施した。

区 分	監 査 実 施 機 関 数		
	本 庁	出先機関等	計
知 事 部 局	28	37	65
教 育 委 員 会	8	63	71
公 安 委 員 会		10	10
監 査 事 務 局	1		1
人 事 委 員 会	1		1
労 働 委 員 会	1		1
合 計	39	110	149

監査を実施した機関名及び監査実施日等は、別表（9～15ページ）に記載のとおりである。

2 監査の結果

監査の結果、39機関の48件について、是正又は改善を必要とする事項が認められ、下記のとおり、指摘事項、注意事項又は要望事項とした。

該当機関に対しては、監査結果に基づき、速やかに是正又は改善措置を講ずるよう文書で通知を行った。

指 摘 項 目	件 数			
	指摘事項	注意事項	要望事項	計
収 入 事 務	2	9		11
支 出 事 務	4	6		10
契 約 事 務	2	7		9
工 事 の 施 工	1	1		2
財 産（物品を除く）の管理	3	1		4
物 品 の 管 理	2	4		6
事務（事業）の経済性、効率性及び有効性			1	1
そ の 他	4	1		5
合 計	18	29	1	48

指摘事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
 注意事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
 要望事項 …… 「指摘事項」及び「注意事項」に至らない事項で、文書をもって要望したもの

3 指摘事項等の内容

指摘、注意又は要望を行った事項の内容は、次のとおりである。

[総務部]

(1) 消防保安課

【指摘事項】

- 危険物の作業の保安に関する講習事務委託について、委託契約書の作成が大幅に遅れていた。
留意を要する。

[福祉保健部]

(2) 医療薬務課

【指摘事項】

- 宮崎県医師確保対策推進協議会経費について、職員の横領事件が発生している。
準公金に係る事務処理を的確に行うとともに、内部統制の徹底を図り、再発防止に努める必要がある。
- 宮崎県医師確保対策推進協議会の事業が、事業計画及び収支予算を決定する前に実施されるなど、適切な運営がなされていない。
留意を要する。
- 小児科専門医師研修資金貸付金について、貸付決定事務が大幅に遅れていた。
留意を要する。

(3) 中央保健所

【指摘事項】

- 長期継続契約の対象とすべきでない庭園管理業務委託等について、長期継続契約を締結しているものが見受けられた。
留意を要する。

【注意事項】

- 清掃業務委託等の契約書について、必要な条項が記載されていないもの、仕様書等の内容が不備なもの、条項に示した様式を定めていないものなどが散見された。
留意を要する。

(4) 都城保健所

【注意事項】

- 電柱敷等に係る公有財産使用料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。
留意を要する。

(5) 延岡保健所

【指摘事項】

- 現金で収納した犬の返還手数料等について、指定金融機関等への払込が遅れているものがあった。
留意を要する。

(6) 高千穂保健所

【指摘事項】

- 薬物乱用防止指導員高千穂地区協議会会計について、支払伺が行われていないなど、事務処理が適切に行われていなかった。
留意を要する。

(7) 看護大学

【注意事項】

- 備品の処分について、処分の理由や方法の適当でないものがあった。
善処を要する。

(8) みやざき学園

【指摘事項】

- 非常勤及び臨時の職員について、数ヶ月間にわたり出勤簿等による勤務状況の管理を行っていなかった。また、出勤簿等を確認しないまま就労証明を行い報酬及び賃金の支払手続を行っていた。
留意を要する。

【注意事項】

- 生産物の売払収入について、調定日を誤っているものが見受けられた。
留意を要する。

[商工観光労働部]

(9) 工業支援課

【注意事項】

- 発明振興事業補助金等について、交付決定事務の遅れているものが見受けられた。
留意を要する。
- みやざき新ビジネス応援プラザ管理運営業務委託等について、契約手続の遅れているものが見受けられた。
留意を要する。

(10) 商業支援課

【注意事項】

- みやざき特産品PR展開支援事業補助金について、補助金交付要綱に定める補助事業遂行状況報告書が提出されていないものが見受けられた。
留意を要する。

(11) 労働政策課

【指摘事項】

- シルバー人材センター連合会支援事業補助金等について、交付決定事務の遅れているものが見受けられた。
留意を要する。

(12) みやざきアピール課

【注意事項】

- 「おもてなし日本一」観光案内標識整備事業委託について、変更契約書の作成が遅れていた。
留意を要する。

(13) 産業技術専門校

【注意事項】

- 産業技術専門校高鍋校の寮炊事業務委託について、契約書又は仕様書において明記すべき業務の従事時間や業務日誌報告など具体的な業務内容が定められていない。
善処を要する。
- 特殊ガス配管設備などの保守点検業務委託契約について、契約書又は仕様書において明記すべき点検回数や点検実施時期などが定められていない。
留意を要する。

〔 農政水産部 〕

(14) 北諸県農林振興局

【注意事項】

- 工事及び工事に関する設計委託において、業務内容の変更を指示する際に作成すべき監督員指示書及び調査職員指示書が作成されていないものが見受けられた。
留意を要する

(15) 農業大学校

【注意事項】

- 生産物の委託販売契約について、病畜を販売する際のと畜料が定められていなかった。
留意を要する

〔 県土整備部 〕

(16) 都市計画課

【指摘事項】

- 組合等施行土地区画整理事業に伴う関係市からの協力金について、調定の時期が遅れているものがあった。
留意を要する。

- 【注意事項】**
- 電柱敷に係る公有財産使用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあった。
善処を要する。
- (17) 公園下水道課
- 【注意事項】**
- 公有財産使用料等について、調定の時期が遅れているものが散見された。
留意を要する。
- (18) 営繕課
- 【指摘事項】**
- 日南振徳高校建設工事他実施設計業務委託について、成果品の部分引き渡しに係る検査が行われていなかった。
留意を要する。
- (19) 日南土木事務所
- 【注意事項】**
- 河川敷占用許可について、許可日を誤っているものが見受けられた。
留意を要する。
- (20) 串間土木事務所
- 【注意事項】**
- 自動販売機の電気料に係る調定について、納入期限を誤っているものが散見された。
留意を要する。
- (21) 小林土木事務所
- 【注意事項】**
- 自動継続された土地の賃貸借契約について、支出負担行為の整理の時期を誤っているものがあった。
留意を要する。
 - 県道敷等に係る国有林野有償借受契約等について、支出負担行為の整理時期が遅れているものが見受けられた。
留意を要する。
- (22) 西都土木事務所
- 【指摘事項】**
- 河川敷占用許可について、許可及び調定の事務処理が大幅に遅れているものが散見された。
留意を要する。
- (23) 建設技術センター
- 【指摘事項】**
- 業務に使用するリースパソコンの紛失事故が発生している。
物品管理を徹底し、再発防止に努める必要がある。

(24) 都市公園総合事務所

【指摘事項】

- 駐車場敷等に係る国有林野有償借受契約について、支出負担行為の整理の時期を誤っているものが見受けられた。
留意を要する。

【注意事項】

- 工事現場事務所等の設置に係る公園施設使用料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。
留意を要する。

[教育委員会]

(25) 総務課

【要望事項】

- 学校評議員制度について、一部の県立学校においては、学校評議員の意見が記録として残されていないなど、学校運営に意見を反映させるための制度の運用が不十分と思われる。
制度の効果的運用について、学校への指導が望まれる。

(26) 学校政策課

【注意事項】

- 資金前渡された食糧費について、精算の手続が遅れているものがあつた。
留意を要する。

(27) 西諸県教育事務所

【注意事項】

- 旅費について、パック旅行を利用する場合の調整誤りにより、支給不足となっているものがあつた。
善処を要する。

(28) 西都原考古博物館

【注意事項】

- 重要備品の貸付について、契約書が作成されていないなど事務処理が適切に行われていなかった。
留意を要する。

(29) 宮崎大宮高等学校

【指摘事項】

- 教育財産の目的外使用について、許可を受けている者以外に使用させているものが見受けられた。
善処を要する。

(30) 宮崎北高等学校

【指摘事項】

- 教育財産の目的外使用について、許可を受けている者以外に使用させているものが見受けられた。
善処を要する。

(31) 日南高等学校

【注意事項】

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の収納について、現金出納簿への記帳及び現金出納計算書の作成が行われていなかった。
留意を要する。

(32) 日南振徳高等学校

【注意事項】

- 教育財産の目的外使用許可について、台帳の整備が行われていなかった。
善処を要する。

(33) 都城商業高等学校

【注意事項】

- 物品の管理について、備品の現物が確認できないなど備品管理が適切に行われていないものが見受けられた。
善処を要する。

(34) 都城工業高等学校

【注意事項】

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の収納について、現金出納簿への記帳及び現金出納計算書の作成が行われていなかった。
留意を要する。

(35) 西都商業高等学校

【指摘事項】

- 物品の管理について、寄贈物品の備品受入手続を行っていないなど備品管理が適切に行われていないものが見受けられた。
善処を要する。

(36) 高鍋高等学校

【注意事項】

- 物品の管理について、備品の現物を確認できないなど備品管理が適切に行われていないものが見受けられた。
善処を要する。

(37) 都農高等学校

【指摘事項】

- 大講義室等の空調設備について、設置に必要な目的外使用許可の手続が行われていなかった。
善処を要する。

(38) 門川高等学校

【注意事項】

- 生産物の売払収入について、学校長名義の銀行口座へ振り込まれた生産物売払代金の指定金融機関への払込手続が遅れていた。
留意を要する。

(39) 延岡わかあゆ支援学校

【注意事項】

- 印刷機賃貸借契約について、貸主が推奨する消耗品等を使用することを契約条件として、賃借料を無償とする契約を締結していた。
善処を要する。

【別表】 監査実施機関（県の機関の定期監査）

部局等名	機 関 名	監査実施年月日	実施方法
県民政策部	秘書広報課	平成22年 1月26日	実地監査
	総合交通課	平成22年 3月15日	書面監査
	情報政策課	平成22年 1月28日	実地監査
	東京事務所	平成22年 3月15日	書面監査
	大阪事務所	平成22年 2月17日	実地監査
	福岡事務所	平成22年 3月15日	書面監査
総務部	人事課	平成22年 3月15日	書面監査
	行政経営課	平成22年 3月15日	書面監査
	市町村課	平成22年 3月15日	書面監査
	危機管理課	平成22年 2月12日	実地監査
	消防保安課	平成22年 2月12日	実地監査
	日南県税・総務事務所	平成22年 2月10日	実地監査
	小林県税・総務事務所	平成22年 2月16日	実地監査
	日向県税・総務事務所	平成22年 2月 8日	実地監査
	消防学校	平成22年 3月15日	書面監査
	自治学院	平成22年 3月15日	書面監査
福祉保健部	医療薬務課	平成22年 2月10日	実地監査
	衛生管理課	平成22年 1月28日	実地監査
	健康増進課	平成22年 3月15日	書面監査
	中央保健所	平成22年 2月17日	実地監査
	日南保健所	平成22年 3月15日	書面監査
	都城保健所	平成22年 3月15日	書面監査

部局等名	機 関 名	監査実施年月日	実施方法
福祉保健部	小林保健所	平成22年 3月15日	書面監査
	日向保健所	平成22年 3月15日	書面監査
	延岡保健所	平成22年 2月19日	実地監査
	高千穂保健所	平成22年 2月17日	実地監査
	身体障害者相談センター	平成22年 2月 9日	実地監査
	看護大学	平成22年 2月15日	実地監査
	みやざき学園	平成22年 2月15日	実地監査
	都城食肉衛生検査所	平成22年 1月28日	実地監査
	高崎食肉衛生検査所	平成22年 1月28日	実地監査
	小林食肉衛生検査所	平成22年 1月28日	実地監査
	都農食肉衛生検査所	平成22年 1月28日	実地監査
	日向食肉衛生検査所	平成22年 1月28日	実地監査
環境森林部	環境森林課	平成22年 1月26日	実地監査
	環境管理課	平成22年 2月 5日	実地監査
	環境対策推進課	平成22年 2月 3日	実地監査
	木材利用技術センター	平成22年 3月15日	書面監査
商工観光労働部	商工政策課	平成22年 3月15日	書面監査
	工業支援課	平成22年 2月 1日	実地監査
	商業支援課	平成22年 2月 3日	実地監査
	労働政策課	平成22年 2月 3日	実地監査
	みやざきアピール課	平成22年 1月25日	実地監査
	産業技術専門校	平成22年 3月15日	書面監査
	産業技術専門校高鍋校	平成22年 3月15日	書面監査

部局等名	機 関 名	監査実施年月日	実施方法
農政水産部	北諸県農林振興局	平成22年 3月 4日	実地監査
	農業大学校	平成22年 2月15日	実地監査
	宮崎家畜保健衛生所	平成22年 3月15日	書面監査
	延岡家畜保健衛生所	平成22年 3月15日	書面監査
県土整備部	管理課	平成22年 2月 5日	実地監査
	技術企画課	平成22年 3月15日	書面監査
	砂防課	平成22年 3月15日	書面監査
	都市計画課	平成22年 2月 5日	実地監査
	公園下水道課	平成22年 2月 3日	実地監査
	営繕課	平成22年 2月 5日	実地監査
	高速道対策局	平成22年 2月12日	実地監査
	日南土木事務所	平成22年 2月23日	実地監査
	串間土木事務所	平成22年 3月15日	書面監査
	小林土木事務所	平成22年 3月 3日	実地監査
	西都土木事務所	平成22年 2月25日	実地監査
	建設技術センター	平成22年 3月15日	書面監査
	油津港湾事務所	平成22年 3月15日	書面監査
	都市公園総合事務所	平成22年 3月15日	書面監査
環境森林部・農政水産部・県土整備部共管	工事検査課	平成22年 3月15日	書面監査
会計管理局	会計課	平成22年 3月15日	書面監査
教育委員会	総務課	平成22年 1月28日	実地監査
	学校政策課	平成22年 2月 3日	実地監査

部局等名	機 関 名	監査実施年月日	実施方法
教育委員会	全国高等学校総合文化祭推進室	平成22年 2月 5日	実地監査
	特別支援教育室	平成22年 2月 5日	実地監査
	教職員課	平成22年 2月 3日	実地監査
	生涯学習課	平成22年 3月15日	書面監査
	文化財課	平成22年 3月15日	書面監査
	人権同和教育室	平成22年 3月15日	書面監査
	宮崎教育事務所	平成22年 2月 8日	実地監査
	南那珂教育事務所	平成22年 3月15日	書面監査
	北諸県教育事務所	平成22年 3月15日	書面監査
	西諸県教育事務所	平成22年 2月 4日	実地監査
	児湯教育事務所	平成22年 3月15日	書面監査
	東臼杵教育事務所	平成22年 2月15日	実地監査
	西臼杵教育事務所	平成22年 3月15日	書面監査
	図書館	平成22年 3月15日	書面監査
	総合博物館	平成22年 3月15日	書面監査
	西都原考古博物館	平成22年 3月15日	書面監査
	宮崎大宮高等学校	平成22年 1月21日	実地監査
	宮崎東高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	宮崎工業高等学校	平成22年 1月13日	実地監査
	宮崎商業高等学校	平成22年 1月12日	実地監査
	宮崎農業高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	宮崎南高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
宮崎海洋高等学校	平成22年 1月13日	実地監査	

部局等名	機 関 名	監査実施年月日	実施方法
教育委員会	宮崎西高等学校	平成22年 1月12日	実地監査
	宮崎北高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	佐土原高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	本庄高等学校	平成22年 1月18日	実地監査
	日南高等学校	平成22年 1月14日	実地監査
	日南農林高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	日南振徳高等学校	平成22年 1月14日	実地監査
	日南工業高等学校	平成22年 1月14日	実地監査
	日南振徳商業高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	福島高等学校	平成22年 1月18日	実地監査
	都城泉ヶ丘高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	都城商業高等学校	平成22年 1月14日	実地監査
	都城工業高等学校	平成22年 1月18日	実地監査
	都城西高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	高城高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	小林高等学校	平成22年 1月12日	実地監査
	小林秀峰高等学校	平成22年 1月19日	実地監査
	小林工業高等学校	平成22年 1月19日	実地監査
	小林商業高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	高原高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	飯野高等学校	平成22年 1月12日	実地監査
	妻高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	西都商業高等学校	平成22年 1月12日	実地監査

部局等名	機 関 名	監査実施年月日	実施方法
教育委員会	高鍋高等学校	平成22年 1月19日	実地監査
	都農高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	延岡高等学校	平成22年 1月18日	実地監査
	延岡青朋高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	延岡商業高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	延岡星雲高等学校	平成22年 1月18日	実地監査
	富島高等学校	平成22年 1月19日	実地監査
	日向工業高等学校	平成22年 1月19日	実地監査
	日向高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	門川高等学校	平成22年 3月15日	書面監査
	五ヶ瀬中等教育学校	平成22年 3月15日	書面監査
	都城さくら聴覚支援学校	平成22年 1月18日	実地監査
	延岡ととろ聴覚支援学校	平成22年 3月15日	書面監査
	延岡わかあゆ支援学校	平成22年 1月21日	実地監査
	みやざき中央支援学校	平成22年 3月15日	書面監査
	赤江まつばら支援学校	平成22年 1月19日	実地監査
	みなみのかぜ支援学校	平成22年 3月15日	書面監査
	日南くろしお支援学校	平成22年 3月15日	書面監査
	都城きりしま支援学校	平成22年 3月15日	書面監査
	日向ひまわり支援学校	平成22年 3月15日	書面監査
	宮崎西高等学校附属中学校	平成22年 1月12日	実地監査
都城きりしま支援学校小林校	平成22年 3月15日	書面監査	
延岡わかあゆ支援学校高千穂校	平成22年 1月21日	実地監査	

部局等名	機 関 名	監査実施年月日	実施方法
公安委員会	宮崎南警察署	平成22年 3月15日	書面監査
	日南警察署	平成22年 2月10日	実地監査
	串間警察署	平成22年 3月15日	書面監査
	小林警察署	平成22年 3月15日	書面監査
	えびの警察署	平成22年 2月17日	実地監査
	高岡警察署	平成22年 3月15日	書面監査
	西都警察署	平成22年 3月15日	書面監査
	高鍋警察署	平成22年 2月16日	実地監査
	日向警察署	平成22年 3月15日	書面監査
	延岡警察署	平成22年 3月15日	書面監査
監査事務局	監査事務局	平成22年 1月29日	実地監査
人事委員会	人事委員会事務局	平成22年 2月 8日	実地監査
労働委員会	労働委員会事務局	平成22年 1月26日	実地監査

第2 県の機関を対象とした随時監査

1 監査の概要

(1) 監査の目的

不適正な事務処理の再発防止を図るとともに、適時・適切な事務処理を確保することを目的として、随時監査を実施した。

(2) 監査の実施方法

監査は、監査当日まで通知を行わない抜き打ちの方法により、県の出先機関10機関について、平成21年度における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行を対象として実施した。

区 分	監査実施機関数
知 事 部 局	7
教 育 委 員 会	2
公 安 委 員 会	1
合 計	10

監査を実施した機関名及び監査実施日は、別表（18ページ）に記載のとおりである。

(3) 監査の実施時期

平成21年12月3日から平成22年1月14日まで

2 監査の結果

監査の結果、4機関の4件について、是正又は改善を必要とする事項が認められ、下記のとおり、指摘事項又は注意事項とした。

該当機関に対しては、監査結果に基づき、速やかに是正又は改善措置を講ずるよう文書で通知を行った。

指 摘 項 目	件 数			
	指摘事項	注意事項	要望事項	計
収 入 事 務	2			2
支 出 事 務				
契 約 事 務				
財産（物品を除く）の管理				
物 品 の 管 理	1	1		2
合 計	3	1		4

指摘事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
注意事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
要望事項 …… 「指摘事項」及び「注意事項」に至らない事項で、文書をもって要望したもの

3 指摘事項等の内容

指摘又は注意を行った事項の内容は、次のとおりである。

[総務部]

(1) 小林県税・総務事務所

【指摘事項】

- 郵便切手について、郵便切手出納簿が適切に記帳されていなかった。
善処を要する。

[福祉保健部]

(2) こども療育センター

【指摘事項】

- インフルエンザ予防接種料について、指定金融機関への払込手続が遅れるなど現金の収納手続が適正に行われていなかった。
留意を要する。

[教育委員会]

(3) 西都原考古博物館

【注意事項】

- リース契約が終了し無償で譲り受けた物品について、備品受入に必要な手続が行われていないものがあつた。
善処を要する。

(4) 門川高等学校

【指摘事項】

- 生産物売払代金について、指定金融機関への払込手続が遅れるなど現金の収納手続が適正に行われていないものが散見された。
留意を要する。

【別表】 監査実施機関（県の機関の随時監査）

部 局 等 名	機 関 名	監査実施年月日
総務部	小林県税・総務事務所	平成21年12月 9日
福祉保健部	衛生環境研究所	平成21年12月24日
	こども療育センター	平成21年12月 7日
環境森林部	木材利用技術センター	平成21年12月 7日
商工観光労働部	産業技術専門校	平成21年12月10日
農政水産部	北諸県農林振興局	平成21年12月 8日
県土整備部	高鍋土木事務所	平成22年 1月14日
教育委員会	西都原考古博物館	平成21年12月24日
	門川高等学校	平成21年12月 3日
公安委員会	宮崎南警察署	平成21年12月18日

第3 行政監査

1 監査のテーマ

県立学校における学校諸費について

2 監査の目的

県立学校においては、授業料のほかに、学校の教育活動やP T A等の活動のために保護者から「学校徴収金」及び「団体徴収金」を徴収している。また、制服などのように、保護者が業者から直接購入する物品として「学校指定物品」を指定している。

これらの徴収金や物品を総称して「学校諸費」というが、この取扱いについては教職員が関与しており、準公金としての適正な処理が求められることから、学校諸費の実態の把握と事務処理の検証を行うことを目的として監査を実施することとし、次に掲げる項目について調査した。

- ① 学校徴収金及び団体徴収金（以下「徴収金」という。）の収支状況
- ② 徴収金の管理状況
- ③ 徴収金の事務処理方法
- ④ 徴収金に関する保護者への情報提供の状況
- ⑤ 学校指定物品の指定状況
- ⑥ 教育委員会の各学校に対する指導状況

【「学校徴収金」、「団体徴収金」、「学校指定物品」の定義について】

- 「学校徴収金」とは、教材費、実習費、修学旅行費等、学校がその教育活動のため授業料とは別に保護者から徴収する経費をいう。
- 「団体徴収金」とは、P T A会費、生徒会費等、学校徴収金以外の徴収金で学校を通じて保護者から徴収するものをいう。
- 「学校指定物品」とは、制服、指定かばん等、学校の指定により保護者が業者から直接購入する物品をいう。

【学校諸費に関する規程等について】

本県の学校諸費の取扱いについては、県教育委員会が定めた県立高等学校管理運営規則、県立特別支援学校管理運営規則、県立中等教育学校管理運営規則及び県立中学校管理運営規則、「学校徴収金等取扱方針」（以下「取扱方針」という。）並びに「学校徴収金等取扱マニュアル」（以下「マニュアル」という。）において規定されている。

【学校諸費の徴収根拠について】

学校諸費を保護者から徴収することについては、県立高等学校管理運営規則等において、「校長は、教育上必要と認める場合は、学校納入金を設定することができる。」と定めている。

3 監査の着眼点

- ① 徴収金の管理は適切に行われているか。
- ② 学校諸費の事務処理は適切に行われているか。
- ③ 学校諸費に係る収支決算等の保護者に対する情報提供は適切に行われているか。
- ④ 学校諸費の徴収額等の決定に際し、保護者の負担軽減についての検討が適切に行われているか。
- ⑤ 県教育委員会は、学校諸費の取扱いについて適切な指導を行っているか。

4 監査実施機関

今回の行政監査は、県立学校及び教育委員会事務局において学校諸費を所管する課・室について実施した。機関数は63機関であり、その内訳は次のとおりである。

監査実施機関数

区 分	機 関 数	うち 実地監査実施
県立学校	57	22
高等学校	42	16
特別支援学校	13	4
中等教育学校	1	1
中学校	1	1
教育委員会事務局の関係課・室	6	6
合 計	63	28

監査を実施した機関名は、別表（28～29ページ）に記載のとおりである。

5 監査の実施時期、実施方法及び対象年度

- (1) 実施時期 平成21年10月から12月まで
- (2) 実施方法 あらかじめ監査対象機関が提出した調書に基づき、監査事務局職員による書面調査及び現地での聞き取り調査を実施した。
- (3) 対象年度 平成20年度を監査対象年度とした。

6 監査の結果

(1) 徴収金の収支状況

① 総括

平成20年度の保護者からの徴収額は、表1のとおり、学校徴収金が20億4,369万1千円、団体徴収金が12億748万8千円で、合計32億5,117万9千円となっている。これに平成19年度からの繰越額等を加えた収入総額は46億3,546万円となっている。

また、支出総額は33億7,828万4千円で、収支残額は12億5,717万6千円となっている。

表1 徴収金の収支状況 (単位：千円)

区 分	保護者からの徴収額	平成19年度からの繰越額	その他の収入 (注)	収入総額 ①	支出総額 ②	収支残額 ①-②	うち 平成21年度への繰越額
学校徴収金	2,043,691	250,526	118,690	2,412,907	1,968,560	444,347	288,066
団体徴収金	1,207,488	845,521	169,544	2,222,553	1,409,724	812,829	804,201
合計	3,251,179	1,096,047	288,234	4,635,460	3,378,284	1,257,176	1,092,267

(注) 教職員の負担分、寄附金、預金利息、就学奨励金等。

② 収入・支出

平成20年度の収入・支出の状況は、徴収金の種類別に見ると、表2のとおり、保護者からの徴収額が最も多いものは、修学旅行・海外研修旅行に関する徴収金であり、徴収額が7億5,186万9千円で、支出額が7億8,188万9千円となっている。次いで多いものは、教材・実習に関する徴収金であり、徴収額が5億8,096万5千円で、支出額が4億8,235万3千円となっている。

また、上位6つの徴収金(「ア」～「カ」)について見ると、徴収額の計は26億8,753万5千円で、徴収総額の82.7%となっている。

表2 徴収金の収支状況(徴収金の種類別) (単位：千円)

徴収金の種類	保護者からの徴収額	平成19年度からの繰越額	その他の収入	収入総額 ①	支出総額 ②	収支残額 ①-②	うち
							平成21年度への繰越額
ア 修学旅行・海外研修旅行に関する徴収金	751,869	79,102	11,666	842,637	708,189	134,448	109,395
イ 教材・実習に関する徴収金	580,965	63,408	3,726	648,099	482,353	165,746	83,794
ウ 部活動・クラブ活動に関する徴収金	508,340	320,164	58,023	886,527	606,006	280,521	279,016
エ 進路指導(見学・体験・検定・試験等)に関する徴収金	315,024	36,209	347	351,580	310,563	41,017	21,980
オ 団体(PTA等)の活動等に関する徴収金	302,757	213,643	53,018	569,418	358,699	210,719	209,087
カ 課外授業に関する徴収金	228,580	29,610	1,425	259,615	211,366	48,249	30,241
キ 寄宿舎に関する徴収金	148,189	10,720	15,140	174,049	161,821	12,228	7,758
ク 学校行事に関する徴収金	146,306	13,009	2,578	161,893	141,228	20,665	14,732
ケ 学校の施設・設備・物品に関する徴収金	127,487	181,311	45,204	354,002	168,576	185,426	181,537
コ 学校給食に関する徴収金	35,577	1,461	70,214	107,252	105,690	1,562	1,562
サ その他の徴収金	106,085	147,410	26,893	280,388	123,793	156,595	153,165
合計	3,251,179	1,096,047	288,234	4,635,460	3,378,284	1,257,176	1,092,267

③ 収支残額

平成20年度の収支残額は、表3のとおり12億5,717万6千円であり、うち10億9,226万7千円が平成21年度へ繰り越されている。

繰越額の大きいものは、次のとおりである。

ア 部活動・クラブ活動に関するもの (大会出場の際の選手派遣に備えた積立等)	2億7,901万6千円
イ 団体(P T A等)の活動に関するもの (活動に要する経費の繰越額)	2億 908万7千円
ウ 学校の施設・設備・物品に関するもの (空調設備などの施設・設備・物品の整備・ 更新・購入に備えた積立等)	1億8,153万7千円
エ 修学旅行費・海外研修旅行費 (実施前の学年からの積立分)	1億 939万5千円
オ 教材費・実習費 (進級後の学年への繰越額)	8,379万4千円

上記のうち、「ア」～「ウ」はP T A等の総会での承認を経て繰り越したものである。また、「エ」は経費の性質上、複数年の積立てが必要であることから繰り越したものである。さらに、「オ」は進級後の学年で執行するものである。

このように、上記「ア」～「オ」をはじめとする繰越額は、後年度に必要な経費を繰り越したものであり、繰越の手続きや目的は適正であると認められる。

なお、収支残額のうち1億4,937万5千円が保護者へ返還されている。

表3 収支残額 (単位：千円)

収支残額	内 訳		
	平成21年度への繰越額	保護者への返還額	その他(注)
1,257,176	1,092,267	149,375	15,534

(注) 修学旅行費の残金を教材費に充てたものや、周年記念事業費の残金を次期周年記念事業費として積み立てたものなど。

(2) 徴収金の管理状況

取扱方針では、「学校徴収金等については、必要以上の現金を保管せず、金融機関に口座を設けて通帳により現金の出納を行い、常に収支が確認できるようにしなければならない。」としており、また、会計帳簿と預金口座の残高等の照合・確認を定期的に行うこととしている。

このため、学校における徴収金管理の実態について、口座の有無、通帳や印鑑の管理の状況、会計帳簿と口座残高等の照合・確認の実施状況等を調査した。

その結果、会計帳簿と預金口座の残高等の照合・確認を定期的実施するなど、概ね適正な管理が行われていた。

なお、平成20年度末現在、未収金が県立学校全体で580万1千円となっている。

(3) 徴収金の事務処理の状況

取扱方針では、

ア 学校徴収金等について総合的な観点にたって計画的かつ効率的な執行を図るための組織を必要に応じて設置すること。

イ 契約を締結する場合は、競争原理を取り入れ、複数の者から見積書を徴するなど、公費に準じた会計処理を行うこと。

ウ 重要な契約を締結する場合には、物品及び業者選定のための組織を設置し、その審議を経た上で決定すること。

と定めている。

また、マニュアルでは、25ページのフロー図のとおり、徴収金について、予算作成、徴収、支出、決算、監査といった事務処理の流れを示すとともに、事務処理に当たっての留意点を掲げている。

主な留意点として、徴収については原則として口座振替により行い、やむを得ず現金で徴収した場合は速やかに預金することとしている。

また、支出事務については、複数の職員による相互チェックを行い、金銭の収支は、全て出納簿に記帳するとともに、定期的に出納簿、通帳、支出伺いなどの照合を行うこととしている。

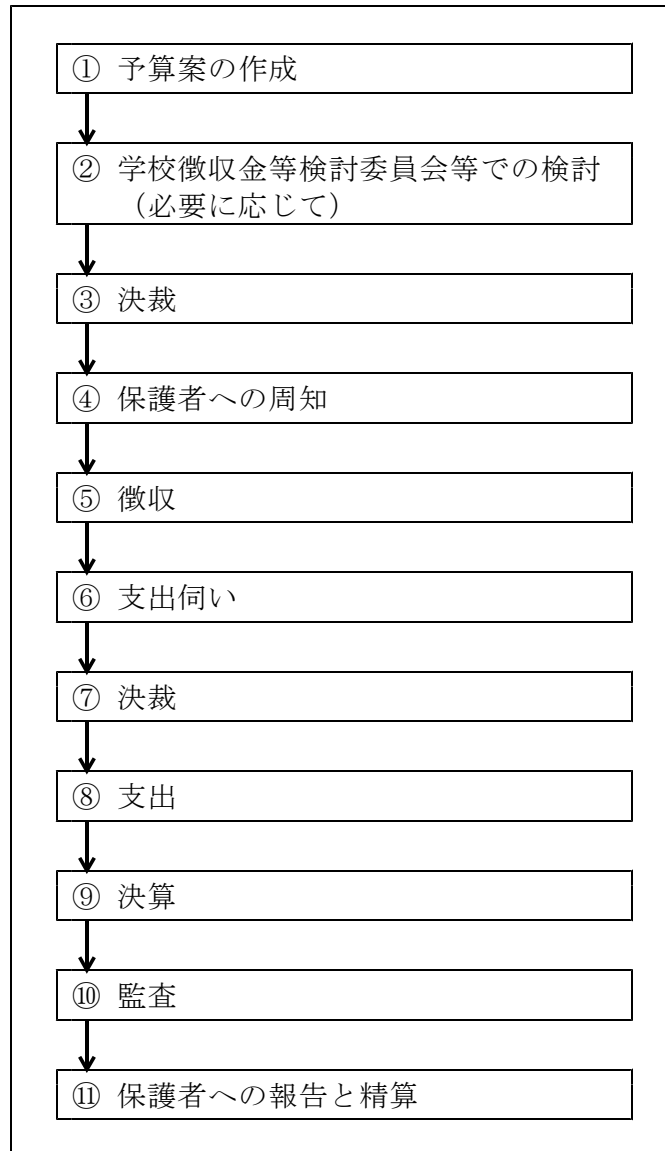
このため、徴収金についての事務処理が適正に行われているかどうかを調査した。

その結果、マニュアルに沿った事務処理や、保護者の負担軽減を考慮し必要に応じて組織的な検討を行い、支出に当たって複数の業者から見積書を徴するなど、概ね適正な事務処理であった。

しかし、一部の学校においては、次のような事項が認められた。

- ・ 支出伺いの作成されていない徴収金。(3校)
- ・ 監査を行っていない徴収金。(2校)
- ・ 残金を保護者へ返還する際に領収書や受領印を徴していない徴収金。(3校)

徴収金に関する事務処理の流れ



(4) 徴収金に関する保護者への情報提供の状況

取扱方針では、徴収金の目的や用途について、保護者への十分な周知、説明及び報告を行うことを求めている。

また、マニュアルでは、上記のフロー図にあるとおり、徴収に当たっての保護者への周知と、決算後の保護者への報告・精算を事務処理項目として示すとともに、それぞれについての留意点を掲げている。

このため、徴収金に関する保護者への情報提供が適切に行われているかどうかを調査した。

その結果、徴収に当たっては徴収金の目的や用途について保護者に十分に周知・説明するなど、概ね適正に行われていた。しかしながら、一部の学校においては、保護者への収支報告を行っていない徴収金があった。(2校)

(5) 学校指定物品の指定状況

学校指定物品については、県立学校57校のうち52校で、制服類、体育用品等を指定していた。

学校指定物品は、学校が保護者から金銭を徴収するものではないが、保護者にとっては、徴収金と同様、学校の定めるところにより経済的負担が生じるものである。

取扱方針では、学校指定物品を含めた学校諸費について、保護者の負担軽減に努めることとしている。

また、マニュアルでは、学校指定物品の指定についての事務処理の流れを示すとともに、事務処理に当たっての留意点を掲げている。

このため、学校指定物品の指定に当たっての事務処理が適正に行われているかどうかを調査した。

その結果、保護者の負担軽減を考慮し複数の業者から見積書を徴した上で物品取扱業者を決定するなど、概ね適正な事務処理であった。しかしながら、一部の学校においては、物品取扱業者との契約書のないものがあった。(2校)

(6) 教育委員会の各学校に対する指導状況

県教育委員会が学校諸費の取扱いについて最も留意している事項は、

- ① 公費と学校諸費の負担区分を明確にすること
- ② 会計処理については公金に準じた取扱いとすること
- ③ 予算・決算については保護者に対して十分な説明を行うこと
- ④ 保護者の経済的な負担の軽減に努めること

であり、各県立学校は、具体的な事務処理として、予算案の作成、学校徴収金等検討委員会における協議、校長による決裁、保護者への通知等を的確に実施することが求められている。

このため、県教育委員会は、平成19年4月にマニュアルを策定し、その内容について、校長会、事務長会等を通じて周知を図るとともに、マニュアルに基づき、学校諸費についての考え方や事務処理方法について、各県立学校に指導・助言を行っている。

具体的には、毎年度実施している「財務事務実地指導及び書面指導」において、学校諸費に関する関係書類の内容確認及び指導を行っており、指導結果については、適正な事務処理を確保する観点から、全県立学校に対して通知している。

7 意見

県立学校における学校諸費に関する今回の監査においては、「徴収金の管理」、「徴収金の事務処理」、「保護者への情報提供」、「学校指定物品の指定」が適正に行われているかどうかについて、各学校に対して聞き取り調査等を行った。

その結果、全体としては概ね適正な取扱いであった。しかし、24ページから26ページで述べたように、一部の学校においては、徴収金の事務処理、保護者への情報提供及び学校指定物品の指定に関して、改善を要する事項が認められた。

学校諸費については、その徴収・管理・執行の各段階で教職員が関与していることから、準公金として適正な取扱いが求められるとともに、保護者への十分な情報提供が求められる。

このため、今後各学校においてなお一層適正かつ効率的な徴収・管理・執行に努めるとともに、県教育委員会の関係課・室が連携して指導していくことが望まれる。

【別表】

監査実施機関(行政監査)

1 県立学校(57)

区 分	機 関 名 (注1)
高等学校 (42)	○ 宮崎大宮高等学校 宮崎東高等学校
	○ 宮崎工業高等学校 宮崎商業高等学校 宮崎農業高等学校 宮崎南高等学校 宮崎海洋高等学校
	○ 宮崎西高等学校
	○ 宮崎北高等学校 佐土原高等学校 本庄高等学校
	○ 日南高等学校 日南農林高等学校 日南工業高等学校 日南振徳商業高等学校 福島高等学校
	○ 都城泉ヶ丘高等学校 都城農業高等学校 都城商業高等学校 都城工業高等学校 都城西高等学校 高城高等学校
	○ 小林高等学校 小林秀峰高等学校、 小林工業高等学校 (注2)
	○ 小林商業高等学校 高原高等学校 飯野高等学校
	○ 妻高等学校 西都商業高等学校
	○ 高鍋高等学校
	○ 高鍋農業高等学校 都農高等学校 延岡高等学校 延岡青朋高等学校 延岡工業高等学校
	○ 延岡商業高等学校
	○ 延岡星雲高等学校
	○ 富島高等学校 日向工業高等学校
	○ 日向高等学校 門川高等学校 高千穂高等学校

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

区 分	機 関 名
特別支援学校 (13)	明星視覚支援学校
	都城さくら聴覚支援学校
	延岡ととろ聴覚支援学校
	延岡わかあゆ支援学校 (注3)
	○ みやざき中央支援学校
	赤江まつばら支援学校
	○ みなみのかぜ支援学校
	日南くろしお支援学校
	都城きりしま支援学校 (注3)
	○ 延岡たいよう支援学校
	日向ひまわり支援学校
	○ 児湯るびなす支援学校
清武せいりゅう支援学校	
中等教育学校 (1)	○ 五ヶ瀬中等教育学校
県立中学校 (1)	○ 宮崎西高等学校附属中学校

(注1) 学校名は、平成20年度時点のものである。

(注2) 小林秀峰高等学校と小林工業高等学校は、平成20年度は同一敷地内で統合中であったため、合わせて1校として数えた。

(注3) 延岡わかあゆ支援学校は、高千穂校と合わせて1校として数えた。
また、都城きりしま支援学校は、小林校と合わせて1校として数えた。

2 教育委員会事務局の関係課・室(6)

機 関 名
○ 総務課
○ 財務福利課
○ 学校政策課
○ 特別支援教育室
○ 教職員課
○ スポーツ振興課

- ・ カッコ内の数字は、機関数である。
- ・ 機関名に「○」が付いているものは、実地監査を実施した機関である。